(ii)　原油の生産に係る坑井における施設（海上に設置されたものに限る。）　〇・〇〇〇〇〇五九

二　原油の生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　前号イ及びロに定める数を合算して得た数に〇・〇〇〇〇二五を合算して得た数

8　令別表第八の二の項の下欄のホ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における当該施設から排出されるトンで表したメタンの量　次の(i)及び(ii)に掲げる施設の区分に応じ、当該(i)及び(ii)に定める数

(i)　天然ガスの生産に係る坑井における施設（陸上に設置されたものに限る。）　〇・〇〇〇〇二三

(ii)　天然ガスの生産に係る坑井における施設（海上に設置されたものに限る。）　〇・〇〇〇〇三八

ロ　天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇七六

二　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　〇・〇〇〇〇〇七六

ロ　天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　〇・〇〇〇〇〇〇一二

二　原油の生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　前号イ及びロに定める数を合算して得た数に〇・〇〇〇一四を合算して得た数

6　令別表第八の二の項の下欄のニ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇〇二八

ロ　天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇〇八八

二　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数

イ　天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合　〇・〇〇〇〇〇〇一一

ロ　天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合　〇・〇〇〇〇〇〇〇一三

（削る）

9　令別表第八の二の項の下欄のホ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇六四とする。

10　令別表第八の二の項の下欄のヘ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のヘ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　原油（コンデンセート（ＮＧＬ）を除く。以下この号において同じ。）　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定めるとおりとする。

イ　原油をパイプラインにより輸送している場合　〇・〇〇〇〇〇五四

ロ　原油をイに掲げるもの以外の手段により輸送している場合　〇・〇〇〇〇二五

二　コンデンセート（ＮＧＬ）　〇・〇〇〇一一

11　令別表第八の二の項の下欄のヘ(2)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のヘ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　コンデンセート（ＮＧＬ）　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　コンデンセート（ＮＧＬ）の一キロリットル当たりの精製に伴い精製されるコンデンセート（ＮＧＬ）の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇〇〇二六

ロ　イに掲げるもののほか、コンデンセート（ＮＧＬ）の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇〇〇二四

ハ　天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　〇・〇〇〇〇〇〇二四

7　令別表第八の二の項の下欄のニ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇六四とする。

（新設）

8　令別表第八の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　コンデンセート（ＮＧＬ）　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　コンデンセート（ＮＧＬ）の一キロリットル当たりの精製に伴い精製されるコンデンセート（ＮＧＬ）の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇〇〇二五

ロ　イに掲げるもののほか、コンデンセート（ＮＧＬ）の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇〇〇三〇